

第4部 快適環境づくり

豊かな緑、さわやかな空気、清らかな水辺、美しい街なみや歴史的な雰囲気などが、バランスよく備わった快適な環境(アメージ)は、生活にうるおいとやすらぎを与えるなど様々な恵みをもたらし、健康の維持、増進、精神のリフレッシュあるいは、子供の健やかな成長に欠かせないものである。

このような生活の質の向上、精神的な豊かさを環境に求めようとする要請に応えるため、公害の防止や自然環境の保全にとどまらず、快適な環境を積極的に創造していくことが、ますます重要な課題となっている。

こうしたことから、県では次のような施策を実施している。

1 快適環境整備事業の推進

昭和61年度の環境庁の快適環境整備事業の対象地域として米子市が指定されたことに伴い、「活力とロマンのあるふるさとづくりを理念として、美しいまちをつくる、楽しいまちをつくる、人に優しいまちをつくる」ということを内容とした米子市アメージタウン計画策定の促進を図った。

同市においては、快適環境づくりを総合的、計画的に進めていくため、計画策定に市民の参画を求め、行政と市民が力を合わせて快適環境の創造に取り組んでいる。

本県では、米子市アメージタウン計画を快適環境づくりのモデル事業と位置づけ、快適環境づくりに積極的な推進を図ることとしている。

2 因伯の名水

鳥取県は幸いにして、清らかで豊かな水に恵まれ、県民はこれを心のふるさととして幾多の文化を培って来た。

これらの水の中には、古くから人々との関わりを物語る古事来歴を持つものや、優良な水環境が含まれており、昭和60年3月に環境庁が選定した全国名水百選に淀江町の「天の真名井」が選定され、これを契機に本県では、昭和60年6月に「因伯の名水」として計16の水域を選定した。

平成元年度には、これら名水の保全と活用を図るため羽合町で「第3回名水保全の集い」を開催した。

これらの名水については、今後、周辺的环境整備を促すとともに、その活用と保全を積極的に進めることとしている。

3 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県市町村の積極的な施

策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

平成元年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 平成元年9月1日～9月30日

(2) 運動内容

ア 広報活動

ポスターを500枚作成し、保健所・市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通して運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体 個人に対し知事表彰を行った。

(用呂部落子供会、上井町地区きれいな町づくり推進協議会)

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川、湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村・保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した。

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るための会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

4 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓発に努めるため各種の行事を行っているが、平成元年度の実施状況は次表のとおりである。

表 154 平成元年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考
環境週間ポスターの掲示	県 市町村	—	環境庁ポスター 1,100 枚を市町村、保健所等に配布		
研 修 会	県	市町村	県、市町村の公害担当職員を対象とした公害問題に関する研修を倉吉総合事務所で実施した。	43 名参加	
記念植樹	市町村	—	2市1町でボーイスカウト、ガールスカウトの協力のもとに記念植樹を実施した。	梅、アジサイ等 610 本	
一般公開	市町村	—	市町村が設置したごみ処理施設等を一般に公開し、分別収集の重要性等意識啓発を行った。	3 市町	
事業場水質調査	県	—	県下の水質汚濁防止法の 59 特定事業場に対し水質調査を行った。		
環境整備調査	市町村	—	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	工場事業場の点検 4 市町村で 13 事業所 不法投棄場所の実態調査 14 市町村	
交通公害環境調査	県 市	—	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った。	4 市 18 地点で延べ 4 日間 90 回測定 (一酸化炭素については 4 地点で 24 時間連続自動測定)	調査結果表 91
整備不良車の監視取締り	県警本部 陸運事務所	自動車整備振興会外	整備不良車の一斉取締り	検査車輛数 202 台 整備警告 9 件	
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	県 市町村	—	海浜、河川、湖沼等公共の場所の清掃を行った。	20 市町村で 17,109 名参加して清掃した。	